

# 東松山市重度心身障害者医療費の助成に関する条例施行規則

昭和 58 年 4 月 1 日

規則第 7 号

東松山市重度心身障害児等の医療費の助成に関する条例施行規則（昭和 49 年東松山市規則第 12 号）の全部を改正する。

## （趣旨）

第 1 条 この規則は、東松山市重度心身障害者医療費の助成に関する条例（昭和 58 年東松山市条例第 7 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

## （社会保険各法）

第 2 条 条例第 2 条第 2 項に規定する規則で定める社会保険各法は、次の各号に掲げる法律とする。

- (1) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）
- (2) 船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）
- (3) 私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号）
- (4) 国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）
- (5) 地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）

## （受給資格の登録）

第 3 条 条例第 5 条第 1 項に規定する申請書は、様式第 1 号のとおりとする。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）に規定する身体障害者手帳、県の療育手帳制度に基づく療育手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）に規定する精神障害者保健福祉手帳
- (2) 前号の身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を特別の理由により所持していない場合は、当該理由及び障害の程度を証する書類
- (3) 国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）及び前条に規定する社会保険各法の被保険者証、組合員証又は加入者証

(4) その他市長が必要と認める書類

3 第1項の申請書には、前年の所得（1月から9月までの間に対象となる手続が行われる場合は前々年の所得）を証明する書類を添付しなければならない。

4 市長は、前2項に掲げる書類のうち、その内容を公簿等で確認できる場合は、当該書類の添付の省略を認めることができる。

5 条例第5条第3項に規定する通知は、様式第1号の2により行うものとする。

（受給者証）

第4条 条例第6条第1項に規定する受給者証は、様式第2号のとおりとする。

ただし、条例第2条第1項第3号に規定する重度心身障害者に交付する受給者証は、様式第2号の2のとおりとする。

2 条例第6条第2項に規定する通知は、様式第2号の3により行うものとする。

3 受給者証を破損し、又は亡失した者は、重度心身障害者医療費受給者証再交付申請書（様式第3号）を市長に提出し、再交付を受けることができる。

4 受給者証の更新は、毎年10月1日に行うものとする。

5 受給者証の有効期間は、受給資格の登録の申請をした日又は前項に規定する更新日（以下この項において「更新日」という。）からそれ以後最初の更新日の前日又は受給資格が消滅する日のうち早い方の日までとする。ただし、身体障害者手帳に再認定年月、療育手帳に次回判定年月の記載がある場合又は精神障害者保健福祉手帳の場合の有効期限は、次に掲げるとおりとする。

(1) 身体障害者手帳に再認定年月がある場合は、更新日の前日、再認定年月の末日又は受給資格消滅日のいずれか早く到達する日

(2) 療育手帳に次回判定年月がある場合は、更新日の前日、次回判定年月の末日又は受給資格消滅日のいずれか早く到達する日

(3) 精神障害者保健福祉手帳の場合は、更新日の前日、精神障害者保健福祉手帳の有効期限又は受給資格消滅日のいずれか早く到達する日

6 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、それぞれ当該各号に規定する日を申請日とみなす。

- (1) 新規に第3条第2項第1号に規定する身体障害者手帳（条例第2条第1項第1号に規定する重度心身障害者に交付された手帳に限る。）、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳（条例第2条第1項第3号に規定する重度心身障害者に交付された手帳に限る。）の交付を受けたときは、当該身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付日の属する月の初日
- (2) 条例第3条の規定による対象者（前号及び同条第2項第4号ただし書に規定するものを除く。）となった後15日以内（当該期間が経過するまでの間に災害その他やむを得ない理由が生じた場合には、当該理由がやんだ後15日以内）に条例第5条第1項に規定する申請をしたときは、対象となった日
- (3) 前2号に掲げるもののほか、条例第3条の規定による対象者が災害その他やむを得ない理由により、条例第5条第1項に規定する申請をすることができなかつた場合において、当該理由がやんだ後15日以内にその申請をしたときは、当該理由により当該申請をすることができなくなった日  
(請求)

第5条 条例第8条第1項に規定する請求は、様式第4号により医療機関等の発行する領収書を付して行うものとする。ただし、条例第2条第1項第4号及び第5号に規定する者については、様式第4号の2により行うものとする。

2 条例第8条第2項に規定する医療機関等は、様式第5号による請求書を市長に提出するものとする。ただし、市長が条例第8条第4項の規定により支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金埼玉支部、埼玉県国民健康保険団体連合会等に委託する医療機関等にあっては、この限りでない。

3 条例第8条第2項ただし書の規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

- (1) 条例第8条第4項の規定により支払に関する事務を委託する場合 21,000円
- (2) 前号に掲げる場合以外の場合 57,600円  
(届出事項)

第6条 条例第9条第1項に規定する登録事項変更の届出は、様式第6号によ

るものとする。

2 条例第9条第2項に規定する届出は、受給者証の有効期間が満了する日(第4条第2項の規定による通知書を受けた者にあっては、当該通知書に記載された支給停止の期間が満了する日。以下この項において同じ。)の前1か月の間に、様式第7号の所得状況届に前年の所得を証明する書類を添付して、市長に提出して行わなければならない。ただし、添付書類の内容を公簿等で確認できる場合は、当該届出及び添付書類の提出の省略を認めることができる。

(受給者証の返還)

第7条 受給者が、その資格を喪失したときは、速やかに受給者証を市長に返還しなければならない。

(受給資格消滅の通知)

第8条 市長は、受給者が条例第3条の資格要件に該当しなくなったと認めたときは、様式第8号の重度心身障害者医療費受給資格消滅通知書により、当該受給者であったものに通知する。ただし、受給者が死亡した場合は、この限りでない。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和58年2月1日から適用する。

附 則（昭和59年12月20日規則第20号）

この規則は、昭和60年1月1日から施行する。

附 則（昭和62年9月25日規則第18号）

この規則は、昭和62年10月1日から施行する。

附 則（平成元年4月1日規則第12号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成6年9月30日規則第29号）

この規則は、平成6年10月1日から施行する。

附 則（平成9年6月1日規則第23号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年9月1日規則第28号）

この規則は、平成9年9月1日から施行する。

附 則（平成10年6月22日規則第26号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第2条第3号及び第3条第2項第3号の規定は、平成10年1月1日から適用する。

附 則（平成11年3月31日規則第15号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成11年4月30日規則第25号）

1 この規則は、平成11年5月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東松山市難病患者医療費の助成に関する条例施行規則等の規定に基づき、既に印刷済みの帳票については、当分の間使用できるものとする。

附 則（平成13年9月28日規則第65号）

この規則は、平成14年1月1日から施行する。

附 則（平成15年3月24日規則第18号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年3月31日規則第33号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年9月28日規則第72号）

1 この規則は、平成18年10月1日から施行する。

2 この規則の施行の際に現にある改正前の東松山市重度心身障害者医療費の助成に関する条例施行規則の様式の規定に基づき作成されている様式については、この規則の規定にかかわらず、当分の間、これに必要な事項を補充して使用することができる。

附 則（平成19年3月30日規則第47号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年3月31日規則第73号）

（施行期日）

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現にある改正前の東松山市重度心身障害者医療費の

助成に関する条例施行規則の様式の規定に基づき作成されている様式については、この規則の規定にかかわらず、当分の間、これに必要な修正をして使用することができる。

附 則（平成20年9月30日規則第107号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成20年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東松山市重度心身障害者医療費の助成に関する条例施行規則の様式の規定に基づき作成されている用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成21年4月24日規則第19号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年12月16日規則第49号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年12月24日規則第54号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成27年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東松山市重度心身障害者医療費の助成に関する条例施行規則様式第1号、様式第4号、様式第4号の2、様式第5号及び様式第6号による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成27年12月28日規則第59号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の各規則の規定に基づき既に印刷済みの用紙については、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成28年3月31日規則第30号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てに関する手続であってこの規則の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの規則の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、第1条の規定による改正前の東松山市情報公開条例施行規則、第2条の規定による改正前の東松山市個人情報保護条例施行規則、第4条の規定による改正前の東松山市職員駐車場使用規則、第6条の規定による改正前の東松山市税に関する文書の様式を定める規則、第7条の規定による改正前の東松山市分担金徴収条例施行規則、第8条の規定による改正前の東松山市市民福祉センター条例施行規則、第9条の規定による改正前の中中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則、第10条の規定による改正前の東松山市生活保護法施行細則、第11条の規定による改正前の東松山市子ども医療費支給に関する条例施行規則、第12条の規定による改正前の東松山市保育園設置及び管理条例施行規則、第13条の規定による改正前の東松山市特定教育・保育施設等利用者負担金額に関する規則、第14条の規定による改正前の東松山市家庭的保育事業等設置認可等規則、第15条の規定による改正前の東松山市保育施設の利用調整等に関する規則、第16条の規定による改正前の東松山市児童手当事務処理規則、第17条の規定による改正前の東松山市子ども手当事務処理規則、第18条の規定による改正前の東松山市平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法に基づく子ども手当事務処理規則、第19条の規定による改正前の東松山市放課後児童クラブ条例施行規則、第20条の規定による改正前の東松山市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則、第21条の規定による改正前の東松山市保育の必要性の認定基準等を定める条例施行規則、第22条の規定による改正前の東松山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認等及び業務管理体制に係る届出に関する規則、第23条の規定による改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則、

第24条の規定による改正前の東松山市基準該当障害福祉サービス及び基準該当通所支援事業者の登録等に関する規則、第25条の規定による改正前の東松山市身体障害者福祉法施行細則、第26条の規定による改正前の東松山市重度心身障害者医療費の助成に関する条例施行規則、第27条の規定による改正前の東松山市障害者就労支援センター条例施行規則、第28条の規定による改正前の東松山市難病患者見舞金支給条例施行規則、第29条の規定による改正前の東松山市ホームヘルプサービス等手数料条例施行規則、第30条の規定による改正前の東松山市老人福祉法施行細則、第31条の規定による改正前の東松山市後期高齢者医療に関する条例施行規則、第32条の規定による改正前の東松山市国民健康保険に関する規則、第33条の規定による改正前の東松山市国民健康保険税条例施行規則、第34条の規定による改正前の東松山市介護保険条例施行規則、第35条の規定による改正前の東松山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則、第36条の規定による改正前の東松山市空き地の環境保全に関する条例施行規則、第38条の規定による改正前の東松山市土砂等による土地の埋立て等及び不法投棄の規制に関する条例施行規則、第39条の規定による改正前の東松山のまちをみんなで美しくする条例施行規則、第40条の規定による改正前の東松山市化石と自然の体験館条例施行規則、第41条の規定による改正前の東松山市法定外公共物管理条例施行規則、第42条の規定による改正前の東松山市土地譲渡益重課税制度に係る優良宅地認定事務規則、第43条の規定による改正前の東松山市土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良住宅認定事務規則、第44条の規定による改正前の東松山市地区計画区域内における建築物の緑化率の最低限度に関する条例施行規則、第45条の規定による改正前の東松山市都市計画法に基づく開発行為等の手続に関する規則、第46条の規定による改正前の東松山市土地区画整理事業における清算金の徴収及び交付に関する規則、第47条の規定による改正前の東松山市ステーションビル管理条例規則、第48条の規定による改正前の東松山市箭弓町広場イベントスペース使用規則、第49条の規定による改正前の東松山都市計画東松山市下水道事業受益者負担に関する条例施行規則、第50条の規定による改正前の東松

山市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する規則、第51条の規定による改正前の東松山市知的障害者福祉法施行細則、第52条の規定による改正前の東松山市在宅重度心身障害者手当支給条例施行規則及び第53条の規定による改正前の東松山市障害児通所給付費等の支給等に関する規則に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成29年8月9日規則第34号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東松山市重度心身障害者医療費の助成に関する条例施行規則に基づき作成されている用紙で現に残存するものについては、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成30年12月28日規則第49号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成31年1月1日から施行する。ただし、第4条第6項第2号の改正規定（「当該理由が」を「当該理由」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に東松山市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例（平成30年東松山市条例第29号）による改正前の東松山市重度心身障害者医療費の助成に関する条例（昭和58年東松山市条例第7号）第6条第1項の規定により受給者証の交付を受けている者については、この規則による改正後の第3条第3項及び第4項、第4条第2項及び第4項並びに第6条第2項の規定は、平成34年9月30日まで適用しない。

附 則（令和2年3月13日規則第11号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年9月4日規則第41号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第5条第3項の規定は、この規則の施行の日前に受給者が受けた医療にも適用する。

附 則（令和3年3月31日規則第47号）

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東松山市重度心身障害者医療費の助成に関する条例施行規則（次項において「旧規則」という。）の規定により作成された文書、様式等については、この規則による改正後の東松山市重度心身障害者医療費の助成に関する条例施行規則の相当規定により作成されたものとみなす。

3 この規則の施行の際、旧規則に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

## 様式第1号（第3条関係）

(表)

- 年齢 歳 (65歳以上の取得 可・否)  
精神1級 (入院病床助成 可・否)

資格 取得日	年月日	受給者 番号	
-----------	-----	-----------	--

## 重度心身障害者医療費受給資格登録申請書兼受給者台帳

年 月 日  
 東松山市長宛て 申請者 住所

氏名

(電話 )

以下のとおり、東松山市重度心身障害者医療費助成に関する条例第5条第1項の規定に基づき申請します。

受 給 者	ふりがな	生年月日		
	氏名	年月日		
	住所	申請者との 統柄		
	個人番号			
障害の 状況	身体障害者	手帳番号	第 号	等級 1級・2級・3級
	知的障害者	手帳番号	第 号	等級 Ⓐ・A・B
	精神障害者	手帳番号	第 号	等級 1級
	後期高齢者医療障害認定者			程度 施行令別表 号該当
加入医療保険	氏名	受給者との 統柄		
	住所	電話		
	被保険者名	受給者との 統柄		
	記号番号			
申請事由発生 年月日	□ _____ 市町村国民健康保険	□ 後期高齢者医療 (※2)		
	□ _____ 健康保険組合	□ その他：		
	□ 全国健康保険協会 _____ 支部			
振込先	銀行 信用金庫 農協 労働金庫	本店 支店 出張所	預金 種別	普通預金
口座番号	口座名義 カタカナ	(本人名義)		
東松山市重度心身障害者医療費助成に関する条例による資格認定及び医療費助成支給 決定のため、住民基本台帳及び市県民税課税台帳(世帯員全員のもの)、障害の状況等 の内容確認を東松山市長が行うこと				
<input checked="" type="checkbox"/> 同意します <input type="checkbox"/> 同意しません				

※1 障害者手帳の写し及び被保険者証の写しを添付すること。

※2 後期高齢者医療加入の場合は「後期高齢者医療における助成対象額を控除することの同意書」を記入すること。

(裏)

【市記入欄】

決 裁					決 定	交 付
					年 月 日	年 月 日
判 定						
控除後の所得額 円			扶養人数 人		所得制限限度額 円	

様式第1号の2（第3条関係）

重度心身障害者医療費受給資格登録申請却下決定通知書

第  
年　　月　　日  
号

様

東松山市長　印

年　　月　　日付けで申請のあった重度心身障害者医療費受給資格登録申請については、次の理由で対象者と認められませんので通知します。

氏名

理由

※ この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、東松山市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算した3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、東松山市を被告として提訴しなければなりません。この場合、当該訴訟において東松山市を代表する者は、東松山市長です。ただし、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

## 様式第2号(第4条関係)

(表)

								後期医療	社保	国保		
<b>(障) 重度心身障害者医療費受給者証</b>												
公費番号												
受給者番号												
受 給 者	氏名											
	住所											
	生年月日		年      月      日生									
保 護 者	氏名					受給者と の続柄						
	住所											
有効期間		年      月      日から 年      月      日まで										
年      月      日      交付 埼玉県東松山市長 <b>印</b>												
※(裏面注意事項をお読みください。)												

(裏)

#### 注意事項

- 1 この証は、東松山市重度心身障害者医療費の助成に関する条例により、保険給付等の一部負担金について支給を受けることのできる証ですから、大切に保管してください。
- 2 この制度による診療を受けるときは、必ず、医療機関等の窓口で各種医療保険の被保険者等であることの確認を受け、この証を提示してください。
- 3 自立支援医療（精神通院医療など）や他の公費負担医療制度が利用できる場合はそちらを優先してください。
- 4 市長と協定している病院等で医療を受けるときは、保険給付の一部負担金について負担がありません。

ただし、医療機関ごとに月 21,000 円以上の場合は、その月の保険給付の一部負担金等の全額を窓口で支払い、重度心身障害者医療費請求書に病院等で証明を受けるか又は領収書を添付し、市役所に提出してください。
- 5 市長と協定していない病院等で診療を受けるときは、保険給付の一部負担金等を窓口で支払い、重度心身障害者医療費請求書に病院等で証明を受けるか又は領収書を添付し、市役所に提出してください。
- 6 次の場合は必ず市役所に届出をしてください。
  - (1) 受給者又は保護者が死亡したとき。
  - (2) 受給者の氏名、住所を変更したとき。
  - (3) 加入医療保険に変更があったとき。
  - (4) 障害程度に変更があったとき。
  - (5) 受給者が生活保護を受けるようになったとき。
- 7 この証は、受給資格を喪失したとき、速やかに市役所に返してください。

## 様式第2号の2(第4条関係)

(表)

									社保	国保
<b>障 重度心身障害者医療費受給者証</b>										
公費番号										
受給者番号										
受 給 者	氏名									
	住所									
	生年月日		年 月 日 生							
保 護 者	氏名					受給者と の続柄				
	住所									
有効期間		年 月 日 から 年 月 日 まで								
年 月 日 交付 埼玉県東松山市長 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>										
※(裏面注意事項をお読みください。)										

(裏)

#### 注意事項

- 1 この証は、東松山市重度心身障害者医療費の助成に関する条例により、保険給付等の一部負担金について支給を受けることのできる証ですから、大切に保管してください。
- 2 この制度による診療を受けるときは、必ず、医療機関等の窓口で各種医療保険の被保険者等であることの確認を受け、この証を提示してください。
- 3 自立支援医療（精神通院医療など）や他の公費負担医療制度が利用できる場合はそちらを優先してください。
- 4 精神病床の入院に係る一部負担金は支給されません。
- 5 市長と協定している病院等で医療を受けるときは、保険給付の一部負担金について負担がありません。

ただし、医療機関ごとに月 21,000 円以上の場合は、その月の保険給付の一部負担金等の全額を窓口で支払い、重度心身障害者医療費請求書に病院等で証明を受けるか又は領収書を添付し、市役所に提出してください。
- 6 市長と協定していない病院等で診療を受けるときは、保険給付の一部負担金等を窓口で支払い、重度心身障害者医療費請求書に病院等で証明を受けるか又は領収書を添付し、市役所に提出してください。
- 7 次の場合は必ず市役所に届出をしてください。
  - (1) 受給者又は保護者が死亡したとき。
  - (2) 受給者の氏名、住所を変更したとき。
  - (3) 加入医療保険に変更があったとき。
  - (4) 障害程度に変更があったとき。
  - (5) 受給者が生活保護を受けるようになったとき。
- 8 この証は、受給資格を喪失したとき、速やかに市役所に返してください。

様式第2号の3（第4条関係）

重度心身障害者医療費支給停止通知書

第  
年  
月  
日  
号

様

東松山市長 印

次のとおり、重度心身障害者医療費の支給停止を決定しましたので通知します。

1 支給停止の理由

2 支給停止の期間

年　　月　　日から　　年　　月　　日まで

※ この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、東松山市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があつたことを知った日の翌日から起算した3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

この処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知った日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、東松山市を被告として提訴しなければなりません。この場合、当該訴訟において東松山市を代表する者は、東松山市長です。ただし、この処分があつたことを知った日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

## 様式第3号(第4条関係)

## 重度心身障害者医療費受給者証再交付申請書

年 月 日

東松山市長 宛て

申請者 住所

氏名

(電話 )

重度心身障害者医療費受給者証を 破損 したので、再交付を申請します。  
亡失

受 給 者	フリカナ	生年 月日	年 月 日	
	氏 名			
住 所			申 請 者 との続柄	
加入 医 療 保 険	世帯主・ 被保険者等の 氏 名			
	記 号 番 号			
	保 険 者 名			

決 裁		受付	年 月 日	
		交付	年 月 日	

## 様式第4号(第5条関係)

重

※ 処理欄	総 医 療 費	高 額 療 養 費	附 加 給 付	支 給 額 合 計
	円	円	円	円

## 重度心身障害者医療費請求書

年 月 日

東松山市長 宛て

申請者 住所 東松山市\_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

(電話 \_\_\_\_\_)

以下のとおり、東松山市重度心身障害者医療費の助成に関する条例第8条第1項の規定に基づき請求します。

申 請 者 記 入 欄  受 給 者	受 給 者 番 号						世帯主・被保険 者等の氏名	
	ふりがな 氏 名					加入 医 療 保 険	記 号 番 号	
	生年月日		年	月	日			
	診 療 月		年	月	分		名 称	

(注) 太枠内のみ記入してください。

医 療 機 関 記 入 欄	領 収 書			入院 日	外来 日
				診療科	科
				￥ _____	
ただし、年 月 分 保険診療一部負担金(他法本人負担額 円を含む。) 食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額は含まない。					
保険診療総点数		点	他法負担分点数	点	
(柔道整復では 保険診療総医療費 円)					
年 月 日					
_____ 様 医療機関 所在地(住所)					
名 称 _____					
氏 名 _____ 印 _____					

(注) 1 領収書欄は、医療機関等で証明を受けてください。ただし、領収書を添付する場合は記入不要です。

2 他法負担分点数欄は、公費負担で支払われる額を点数で記入してください。

## 様式第4号の2(第5条関係)

※ 處理 欄  ⑨		診療月	
		支給月	

申請者記入欄	重度心身障害者医療費請求書		
	東松山市長 宛て		
	受給者番号	年 月 日	
	氏名	申請者 住所 東松山市_____	
	生年月日	(電話_____)	
加入医療保険			

(注) 太枠内ののみ記入してください。

医療機関記入欄	領収書			入院日	外来日	
	¥ _____			診療科	科	
	ただし、____年____月分保険診療一部負担金(他法本人負担額 円を含む。) 食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額は含まない。					
	保険診療総点数 (柔道整復では保険診療総医療費)	点	他法負担分点数	点		
	年 月 日 _____ 様					
医療機関所在地(住所) 名 称 _____ 氏 名 _____ 印						

(注) 1 領収書欄は、医療機関等で証明を受けてください。ただし、領収書を添付する場合は記入不要です。  
 2 他法負担分点数欄は、公費負担で支払われる額を点数で記入してください。

## 様式第5号(第5条関係)

重度心身障害者医療費請求書								
東松山市長			宛て			年 月 日		
						医療機関所在地(住所) 名称 氏名 (電話 )		
東松山市重度心身障害者医療費の助成に関する条例第8条第2項の規定により、下記受給者に係る一部負担金等を請求します。								
<u>請求金額</u> 円								
受給者証 記号番号	診療月	受給者名	入院・ 外 来 の 別	日数	診療科	総点数	一部負担 金等の額	外来薬剤一部負担金
			入・外			( )	( )	
			入・外			( )	( )	
			入・外			( )	( )	
			入・外			( )	( )	
			入・外			( )	( )	
			入・外			( )	( )	
			入・外			( )	( )	
			入・外			( )	( )	
請 求	入 院	件					円 ( )	
	外 来	件					円 ( )	
	合 計	件					円 ( )	

総点数欄( )には、他法負担がある場合に、再掲でその点数を記入してください。

## 様式第6号(第6条関係)

重度心身障害者医療費受給資格内容等変更届				
年 月 日				
東松山市長 宛て				
申請者 住所 _____ 氏名 _____ (電話 _____ )				
_____ 年 _____ 月 _____ 日に以下のとおり、変更がありましたので届けます。				
受 給 者	ふりがな			受給者番号
	氏名			
	生年月日	年 月 日	住所	東松山市
	個人番号			
変更事由		<input type="checkbox"/> 保険変更(※1) <input type="checkbox"/> 住所変更 <input type="checkbox"/> 氏名変更 <input type="checkbox"/> 等級変更(※2)	<input type="checkbox"/> 口座変更 <input type="checkbox"/> 転出 <input type="checkbox"/> 送付先変更 <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 死亡(※3) <input type="checkbox"/> 生活保護開始

障害の状況	身体障害者	手帳番号	第 号	等級	1級 • 2級 • 3級
	知的障害者	手帳番号	第 号	等級	Ⓐ • A • B
	精神障害者	手帳番号	第 号	等級	1級
	後期高齢者医療障害認定者			程度	施行令別表第 号該当
送付先	送付先氏名			受給者との続柄	
	送付先住所			〒	
加入 医療 保険	世帯主・被保 険者等の氏名		記号番号		
	名称				
振込先	振込先 金融機関	銀行 信用金庫 農協 労働金庫		本店 支店 出張所	預金種別 普通預金
	口座番号			口座名義 カタカナ	(本人名義)

※1 保険変更の場合は、保険証の写しを添付すること。

※2 等級変更の場合は、障害者手帳の写しを添付すること。

※3 死亡の場合は、「死亡による振込先変更」を記入すること。

決 裁				

様式第7号（第6条関係）

所 得 状 況 届

年 月 日

東松山市長 宛て

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

(電話 )

年の所得の状況について別添のとおり届けます。

様式第8号(第8条関係)

重度心身障害者医療費受給資格消滅通知書

第                  号  
年                  月                  日

様

東松山市長                  印

次のとおり、重度心身障害者医療費受給資格が消滅しましたので通知します。

資格消滅者氏名

資格消滅年月日                  年                  月                  日

資格消滅理由

※この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、東松山市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があつたことを知った日の翌日から起算した3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

この処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知った日(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、東松山市を被告として提訴しなければなりません。この場合、当該訴訟において東松山市を代表する者は、東松山市長です。ただし、この処分があつたことを知った日(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日)の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。